

野生鳥獣の肉における放射性物質の測定結果について
 (平成30年度第9報)

名取市、丸森町及び亘理町で採取されたイノシシの肉について、国の基準値(100ベクレル/kg)を超える放射性セシウムが検出されました。

基準値を超えた地域においては、イノシシ肉を食用として摂取することを控える等、引き続き慎重に対応いただきますようお願いいたします。

なお、ツキノワグマ肉及びイノシシ肉については、平成24年6月25日付で、県内全域を対象に国から出荷制限指示が出されており、現在も継続しております。

記

1 測定結果

(単位:ベクレル/kg)

鳥獣名	捕獲場所	放射性セシウム		捕獲年月日	測定日
		測定値	食品衛生法の規定に基づく放射性物質の基準値		
イノシシ	村田町大字沼辺字上大枝	11	100	H30.10.24	H30.11.1
	亘理町吉田字内谷	230		H30.10.25	
	角田市横倉字新田	40		H30.10.27	
	角田市尾山字一ノ矢	81		H30.10.27	
	角田市島田字池田	61		H30.10.27	
	名取市高館熊野堂	120		H30.10.27	
	丸森町耕野字大釜西	300		H30.10.29	
ニホンジカ	気仙沼市本吉町山田	48		H30.10.25	H30.11.5
	気仙沼市本吉町大谷	63		H30.10.28	

※ 次のURLから、野生鳥獣肉に係るこれまでの検査結果が確認できます。

<http://www.r-info-miyagi.jp/r-info/other/#11>

- 2 測定年月日 平成30年11月1日及び5日
 3 検査機関及び検査機器 一般財団法人山形県理化学分析センター
 ゲルマニウム半導体検出器
 4 検出下限値 12~19.8 ベクレル/kg

(参考)

- (1) 不検出
 放射性物質の濃度が、検出下限値に満たないことを指します。
 (2) 検出下限値
 当該測定機器で検出できる放射性物質濃度の最小の値を示し、測定ごとに異なります。

なお、測定値及び検出下限値は、セシウム134及びセシウム137それぞれの値を合算した値であり、測定の結果によりセシウム134又はセシウム137のどちらかが不検出の場合などでは、測定値が検出下限値を下回ることがあります。